

領サ12203号
令和4年11月11日

文部科学省総合教育政策局国際教育課長 殿

外務省領事局領事サービス室長
(公印省略)

海外修学旅行等における安全対策
(外務省宛旅行届出の提出方法の変更)

当省は、平成17年より、海外渡航中に不測の事態が発生した場合の緊急連絡体制構築に万全を期すため、海外修学旅行等により児童・生徒が海外渡航する際には、渡航先・旅程・人数等を記載した旅行届等の外務省への提出を貴省より各教育委員会・都道府県等を通して、その管轄下の小・中・高校等に依頼してきております。

従来、旅行届等は郵送での提出をお願いしてきましたが、今般、原則として電子メール (trip.ryousa@mofa.go.jp) にて提出を受け付けることにしましたので、貴省より各教育委員会・都道府県等へ別添の案内を基に周知いただきたく、ご協力のほどお願いします(今回、内容を変更した案内については、外務省ホームページ内の海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) に掲載予定です)。

また、新型コロナウイルス感染症にかかる我が国及び各国・地域の水際措置は緩和されつつありますが、渡航先で陽性が判明し予定どおり帰国できなくなるリスク等には引き続き注意が必要です。貴省より各教育委員会・都道府県等を通じて学校側には現地でのあらゆるリスクに事前に備えるよう伝達いただくと共に、必ず出発前に「たびレジ」に登録するよう引き続き周知徹底をお願いします。

付属添付

海外修学旅行等実施校へのご案内

外務省 領事サービスセンター

1 外務省宛提出書類

海外修学旅行等、海外で不測の事態が発生した場合、外務本省及び在外公館が円滑に援護活動を行えるよう以下の書類を教育委員会・都道府県等を通じて外務省（領事局領事サービスセンター）に提出してください。

(1) 領事サービスセンター宛の依頼書（書式自由）

(2) 旅行届

- ・記入例を参考に全ての項目を記入してください。
- ・記載漏れがない様に十分注意してください。

(3) 日程表

- ・取扱旅行会社作成の既存のもので可。

(4) ホームステイ先一覧（該当する場合のみ）

- ・資料提出時までには児童・生徒全員の宿泊先が決定しない場合は引率教員の宿泊先を旅行届に必ず記載してください。

※上記（1）～（4）を電子メールにて送付してください。原本の郵送は不要です。（電子メールアドレス：trip.ryousa@mofa.go.jp）

※電子メールを使用できない場合 A4 版片面印刷にて郵送してください（A4 版以外の用紙、両面刷りによる提出は避けてください）。

※書類は遅くとも日本を出発する日の 15 日前までに外務省に到着するよう余裕をもって教育委員会・都道府県等に提出してください。

2 海外修学旅行の安全対策

(1) 海外修学旅行先の決定にあたっては、外務省の海外安全ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/anzen/>) の海外安全情報を参考に児童・生徒の安全確保のための慎重な検討を行うと共に、修学旅行出発前には必ず同ホームページで最新情報を確認してください。また、外務省領事サービスセンター（電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903）においても、海外での安全に関する相談を受け付けています。

(2) 外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録をお願いします。「たびレジ」に登録しておけば、緊急事態が発生した場合に重要な情報を在外公館からメールで受け取れるのみならず、いざという時に安否確認の連絡が受けられます。学校（団体）一行代表者は必ず登録してください。また、学校や日本で待たれている保護者の方々には、簡易登録を行っていた

できれば、渡航先の安全情報が受けられますので、その旨御案内ください。

(3) 海外滞在中の安全対策のために、緊急連絡体制表を作成し関係者間で周知徹底してください。また、万一の事件・事故に備え、参加者名簿を事前に作成してください。

(4) 不測の事態に備え、旅行参加者全員が十分な補償の海外旅行傷害保険に必ず加入してください。

海外安全情報の入手方法

外務省 領事サービスセンター

新型コロナウイルス感染症が人々の関心を引く中であっても、依然として事件・事故に日本人が巻き込まれる事案が多数報告されており、また、日本人が犯罪の加害者となるケースも増加傾向にあります。このように、日本人の海外における安全対策が大きな課題となっている中、国民一人一人が、「自分の身は自分で守る」という意識を持って事前に海外安全情報の収集に努め、適切な安全対策を講じることが重要です。

1 外務省 海外安全ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/anzen/>)

外務省が発出する国・地域の海外安全情報（危険情報、感染症危険情報、スポット情報、安全対策基礎データ、テロ概要）や複数の国を対象とした広域情報など、海外渡航の際に必要な最新情報を掲載しています。また、海外で日本人が巻き込まれ易い事件・事故と対策を紹介する「海外邦人事件簿」、海外旅行のトラブル回避マニュアル「海外安全虎の巻」、犯罪の手口などを映像で見せる「海外安全劇場」など、役立つ情報も豊富に掲載しています。

2 海外安全アプリ

海外にお住まいの方や海外旅行・出張中の方に、安全に係る情報をお届けすることを目的としたアプリです。スマートフォンのGPS機能を利用して現在地及び周辺国・地域の海外安全情報を表示することができます。また、任意の国・地域を「MY 旅行情報」機能から選択することで、その国・地域に対する海外安全情報が発出された場合にプッシュ通知で受信することができます。また、各国・地域の緊急連絡先を確認することができます。

3 海外旅行登録「たびレジ」

「たびレジ」は、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の緊急一斉通報によるメールなど安全に関する情報を受け取れるのみならず、いざという時の安否確認の連絡などを受け取ることができます。複数のメールアドレスを登録することで、旅行者本人のみならず、保護者や親族、さらには所属する教育機関も、児童・生徒の渡航先における安全に関する情報を受けることが可能となります。また、メールアドレスと国・地域を指定するだけで、対象国・地域の最新海外安全情報メール、在外公館が発出する緊急一斉通報を入手できる簡易登録もありますので、是非、ご利用ください。

4 領事サービスセンター

海外における治安情勢、トラブル防止対策等に関する情報を提供しています。電話による相談・情報の提供の他、各種安全対策パンフレットの配布等を行っています。

外務省 領事サービスセンター

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

TEL (03) 3580-3311 (内：2902, 2903)

月曜日から金曜日 (除：祝日)

9時～12時半、13時半～17時

安全対策パンフレット資料請求：ryousa@mofa.go.jp

海外修学旅行等における安全対策（緊急連絡体制について）

外務省 領事サービスセンター

1 海外での修学旅行の実施にあたり、不測の事態に備え、事前に緊急連絡体制表を作成し、関係者間で周知徹底する必要があります。緊急連絡体制表には、次の連絡先等の記載が必要です。

(1) 学校連絡先

(ア) 住所、電話番号

(イ) 留守校の連絡責任者氏名及び夜間連絡先（自宅）

(2) 旅行会社及び現地エージェント連絡先

(ア) 住所、電話番号、夜間連絡先

(イ) 旅行中の担当者氏名

(3) 旅行先・宿泊先

(ア) 住所、電話番号

(イ) 学校（団体）一行責任者氏名

(ウ) ホームステイを実施する場合、各滞在先住所、電話番号

(注) 代表者（引率教員等）氏名及び連絡先は事前に児童・生徒全員に周知徹底しておいてください。また、児童・生徒全員のホームステイ先を網羅した緊急連絡網を作成し、少なくとも引率教員及び留守校は児童・生徒全員のホームステイ先を把握しておく必要があります

(4) 旅行先の日本国大使館・総領事館の住所及び電話番号

(ア) 外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>) を参照してください。

(参考) 外務省海外邦人安全課：

(代表) 03-3580-3311（海外邦人安全課各地域担当）

(イ) 休日・夜間緊急時は代表電話にかけ音声ガイダンスに従ってください。

2 旅行引率教員及び参加児童・生徒全員の名簿は必ず作成し、大規模事故の発生時には、学校から外務省に速やかに提出できるようにしてください。なお、参加者名簿には、氏名（漢字及びアルファベット）、生年月日、性別を最低限記載してください。

3 留意事項

(1) 旅行引率教員及び児童・生徒全員は、不測の事態に備え、瞬時に関係者と連絡が取れるよう、上記1 (3) (ア) 及び (4) を承知している必要がありますので周知徹底してください。また、現地での電話のかけ方も参加者全員が承知している必要があります。

(2) 事件や事故が発生した場合には、引率教員は、学校に連絡すると同時に、必要に応じて、現地エージェント及び最寄りの大使館・総領事館に連絡してください。

海外旅行傷害保険への加入

外務省 領事サービスセンター

1 海外旅行傷害保険への加入の必要性

(1) 海外において日本人が事件・事故に遭った場合、外務省及び大使館・総領事館が、求めにより、現地当局との連絡等、可能な限りの支援を行います。他方、医療費、負傷者の移送等の経費については、旅行者自身が用意し負担する必要があります。このため、不測の場合に備え、十分な補償内容の海外旅行傷害保険に加入することが不可欠ですので、下記2の留意点を参考に、旅行参加者全員が必ず保険に加入するようにしてください。

(2) なお、旅行参加者の中で海外旅行傷害保険に加入を希望しない者については、「自己の意志により保険には加入しない」旨文書で意志表明をしてもらう等の措置を講じておくことも一案です。

(3) また、事故後の処理において、必要に応じ、事故の加害者に対し損害賠償請求することになりますが、加害者の特定が困難である場合や加害者に支払能力がない等の理由により損害賠償金を支払われない場合が多いのが実情です。同観点からも、海外旅行傷害保険に加入しておくことを強くお勧めします。

2 海外旅行傷害保険加入の留意点

(1) 海外旅行傷害保険は、「傷害死亡・後遺障害」と、「傷害治療費用」「疾病治療費用」「疾病死亡」「救援者費用」「賠償責任」「携行品損害」等の担保項目で構成されています。

(2) この中で、外国で疾病または負傷により治療を行う確率は他の項目に比べ比較的高いことや救援チーム派遣に伴う費用も高額なため、「傷害治療費用」、「疾病治療費用」及び「救援者費用」の項目につき、十分な補償内容の海外旅行傷害保険に加入することが不可欠です。

(3) 具体的には、海外旅行中に大規模事故に遭遇した場合、事故直後の救援チーム派遣費用（移送用航空機(チャーター機)運航費 数千万円)、移送のための医療チーム派遣費用（数百万円）、医療費（重傷の場合は1名につき数百万円に上る可能性もある）等が発生します。